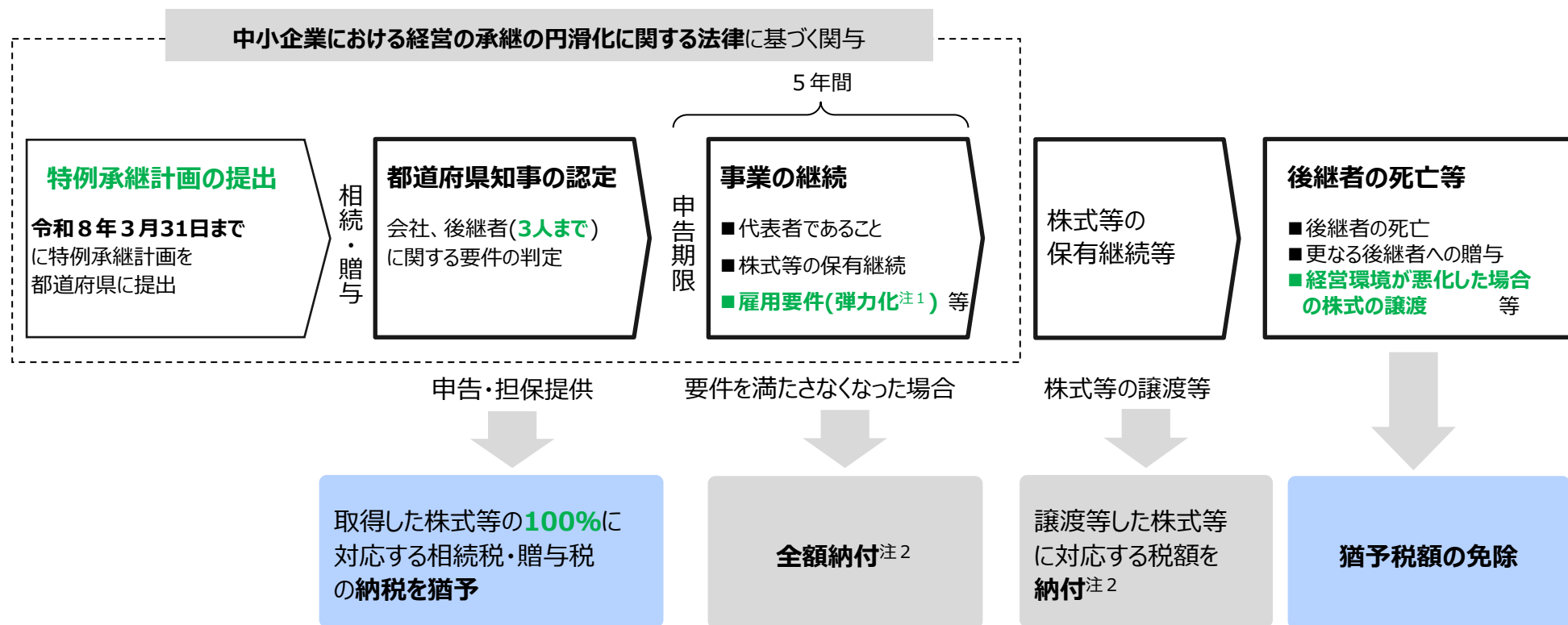


- 中小企業の先代経営者から 後継者がその会社の非上場株式等を相続・贈与により取得した場合には、その非上場株式等に係る相続税・贈与税の**納税が猶予**され、後継者の死亡等の場合には**免除**されます。
 - 平成30年1月からの**10年間の措置**として、従来の制度を**抜本拡充**した特例措置が講じられています。
 - 猶予割合 80% ⇒ **100%**
 - 対象株式 総株式の2/3まで ⇒ **全株式**
 - **雇用確保要件の弾力化**
 - **経営環境変化に対応した免除措置** など
- ※令和8年3月31日までに**特例承継計画**の策定が必要



※緑字は、10年間の特例措置で拡充されている部分

(注1) 経営状況の悪化等を理由に、5年間の平均が8割を満たせなかった場合には、認定支援機関の指導助言を受けることが必要となる。

(注2) 猶予税額の納付に併せて利子税を納付。利子税の割合(措置法の特例適用後)は、現在年0.4%。

(参考) 本措置を利用した場合、当初の5年間は毎年、5年経過後は3年に1回、継続届出書を税務署へ提出することとされている。